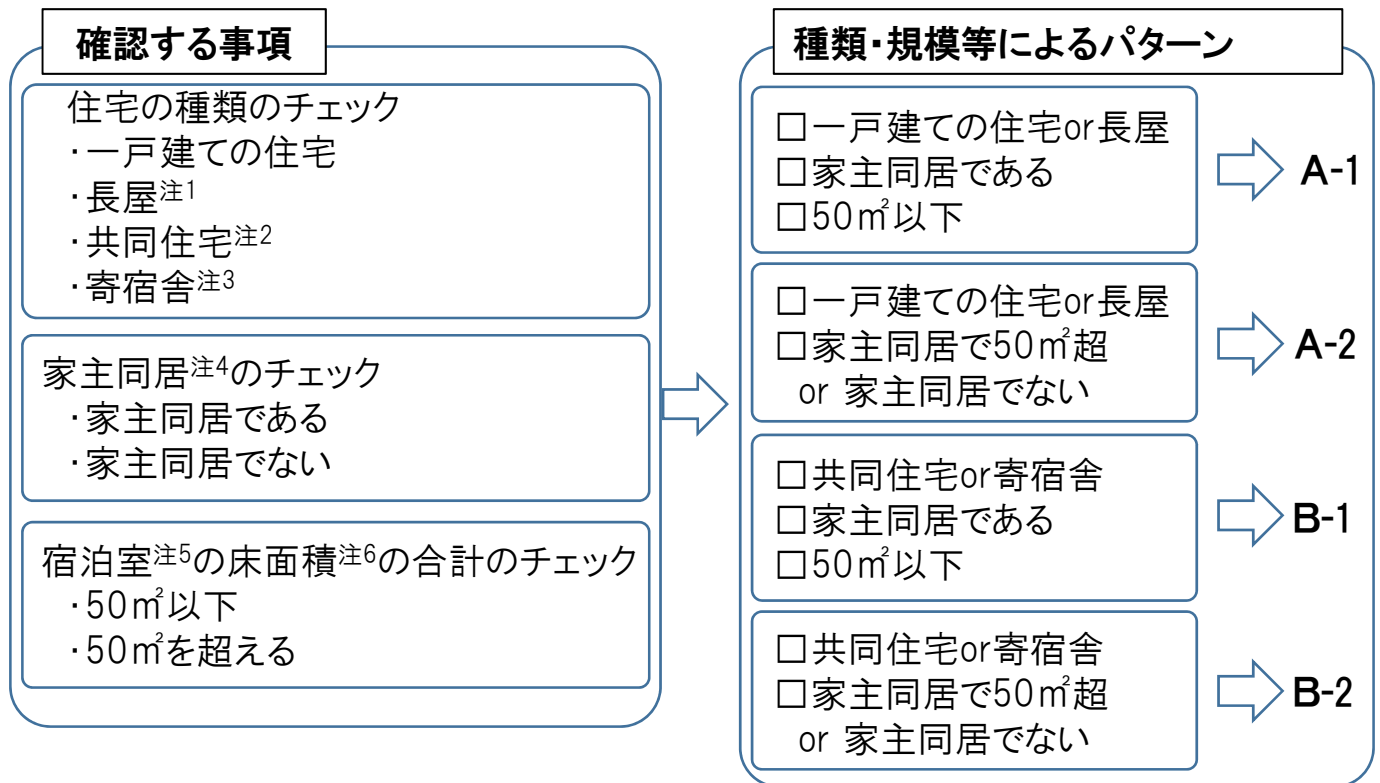


住宅宿泊事業法第6条に関するチェックリストの概要



- 注1 「**長屋**」とは、2以上の住戸を有する一の建築物で、隣接する住戸間又は上下で重なり合う住戸間で内部で行き来できない完全分離型の構造を有する建築物のうち、廊下・階段等を各住戸で共有しない形式のもの
- 注2 「**共同住宅**」とは、2以上の住戸を有する一の建築物で、隣接する住戸間又は上下で重なり合う住戸間で内部で行き来できない完全分離型の構造を有する建築物のうち、廊下・階段等を各住戸で共有する形式のもの
例：マンション、アパート
- 注3 「**寄宿舍**」とは個室で就寝し、食堂・便所・台所・浴室等が1か所または数か所に集中して設けられ、共同で利用するもの 例：社員寮
- 注4 「**家主同居**」とは、住宅に人を宿泊させる間、届出者が不在(法第11条第1項第2号の国土交通省令・厚生労働省令で定める不在を除く)とならない場合をいう
- 注5 「**宿泊室**」とは、宿泊者の就寝の用に供する室をいう
- 注6 「**床面積**」とは、建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積

パターンに応じた安全措置の適用要否

安全措置の内容 (告示の条項)	A-1	A-2	B-1	B-2
非常用照明器具の設置 (告示 ^{注7} 第一)	×	○	×	○
防火の区画等の設置 (告示 ^{注7} 第二第一号)	×	○ ^{注8}	×	○ ^{注8}
その他の安全措置 (告示 ^{注7} 第二第二号)	○ ^{注9}		×	

○：適用あり(原則措置が必要) ×：適用なし(特段の措置不要)

注7 告示とは、平成29年国土交通省告示第1109号をいう

注8 複数のグループが複数の宿泊室に宿泊する場合のみ

注9 様式①の【④、⑦、⑩、⑬、⑮】を全て満たす届出住宅等の場合は不要